

「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令案」に対する御意見に対する回答

	御意見の内容	御意見に対する回答
1	<p>＜該当箇所＞</p> <p>(3) 農業者等による協議の場の設置の方法等について、以下の規定の整備を行う。</p> <p>イ 市町村は、協議の場を設けようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を公表するものとする。</p> <p>＜内容＞</p> <p>日時・場所を公表する目的・効果が不明瞭であり、事務負担だけが増えることから公表は不要と考える。</p> <p>多くの関係者の参加を募る目的と思われるが、そもそも協議の場については、(1)既存の協議会等を活用することが可能とされており、不特定多数の参加を想定していない(会場キャパ、資料準備等の対応が困難)。また、(2)従来の国説明資料の中では、全ての関係者が参加する必要はなく、例えば担い手が十分に存在する場合には担い手を中心とする話し合いを設ける等と示されており、その進め方については各市町村・地域に裁量があるものとする。</p> <p>集積・集約化を進めるうえでは、必ずしも関係者全てが参加すれば良い方向に進むわけではなく、例えば農地所有者個々の意見を全て汲み取れば、收拾がつかない事態も十分に想定される。</p> <p>よって、幅広い関係者の参加を望む地域は独自で公表等の手法を取ればよく、これを全地区に求める必要はないと考える。</p> <p>仮に地域計画の策定プロセスにおいて、地域の多くの関係者の参加や説明機会を増やすべき(義務)と考えるのであれば、マニュアル等にしっかりと必須事項として記載するとともに、各地方自治体に説明すべきである。</p>	<p>協議の場については、幅広い関係者の参加を図る観点、また、協議の場の公平性・透明性を図る観点(例えば、知らないうちに一部の農業者だけで話し合いが行われていたと後から不満が出ないようにするため)から、あらかじめ公表することが適当であると考えております。</p> <p>公表の方法については、地域で適切な方法を選んでいただくことが可能です。</p>

2	<p>＜該当箇所＞</p> <p>(4) 地域計画の作成について、以下の規定の整備を行う。</p> <p>ウ 地域計画の軽微な変更は、地域の名称の変更、法人化、相続等によるものとする。</p> <p>＜内容＞</p> <p>相続「等」の詳細が不明であるが、現場での事務負担が増えないように、柔軟な変更手続きを示していただきたい。</p> <p>これまでの説明では、軽微な変更以外の変更にあたっては、関係者の意見を聞く必要があるとされている。</p> <p>また、基盤法等改正後の農地の権利移動（農用地利用集積等促進計画）にあたっては、地域計画の達成に資するものであることが要件となっている。</p> <p>一方、地域計画はあくまでも将来のイメージであり、個別の権利移動を捉えれば、必ずしもそのとおりに動かない場合もあると思料する。</p> <p>仮に逐一の権利移動に対して、地域計画（目標地図）との整合性を取る必要があるとなれば、膨大な変更手続きが必要となり市町村の大きな負担となる。</p> <p>地域での調整の結果であれば、地域計画への反映は例えば事後的に数か月分まとめて行う等の対応を認めていただきたい。</p> <p>省令案の概要 2（ローマ数字） 1(4)アで「地域計画には、農業を担う者の氏名又は名称を記載するものとする」と規定されますと、計画策定時に将来の新規就農者の氏名等は不明故、新規就農者を受け入れる度に地域計画の変更が必要となります。中には、毎年のように変更が発生するケースも出現し得るので、地域計画の策定を推進すればするほど変更事務の負担も増大して行き、いずれ市町村も策定関係者も音を上げるは必</p>	<p>地域計画の軽微な変更は、「地域計画の内容の実質的な変更を伴わない変更」としており、現場の実情を踏まえた運用をすることが可能です。</p> <p>なお、例示いただいたような場合については、関係者の意見聴取等を適宜まとめて行うことも可能です。</p>
---	---	--

	<p>定と見込まれます。</p> <p>現在、人・農地プランは、中間管理事業法 26 条と同法施行規則 22 条の規定を基に策定・変更していますが、かつて、同規則 22 条 1 項には「毎年 1 回以上定期的に」協議の場を設置する旨規定されていましたが、現行、「毎年 1 回以上」の規定が削除されたのも、前段の問題が生じたためと存じます。</p> <p>よって、極力事務負担の軽減を図るため、目標地図に新規就農者の就農予定地と位置付けたゾーンについては、将来、其処に新規就農者 X を受け入れた場合、（計画に記載された農業を担う者が目標地図どおり規模拡大した場合と同様）現地域計画の実現が図られている訳だから、計画変更しないで済むよう、例えば、省令案の概要 2（ローマ数字）1(4)ウの軽微変更「新規就農者の氏名又は名称」を加える等の方策をご検討願います。</p>	
3	<p>省令案の概要の 1 の（4）ウにおいて、「地域計画の軽微な変更は、地域の名称の変更、法人化、相続等によるものとする。」とある。</p> <p>また、3 において、農振除外要件に「地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることを追加する。」、4 の（1）において、「農地転用及び農地転用のための権利移動の不許可要件について、地方公共団体の計画として地域計画を追加するとともに、支障を生じるおそれがあると認められる場合として、地域計画に係る農地を農地以外のものにより、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合を追加する。」とあり、農振等と同列で、地域計画も不許可要件とされ、かつ、それは軽微な変更にあたらないと解せられる。</p> <p>しかしながら、現行の農振法や農地転用許可制度では原則不許可（ex 農振農用地区域内農地）であっても例外的に許可できる場合が示されている。これら両制度に矛盾が生じないように、地域計画においても現行の基準と整合性を保っていただきたい。また、仮に両者の基準で異なる判断となった場合の優劣や、反対の意見があった場合の取扱いについても明確化してほしい。</p>	<p>軽微な変更については、上記 2 で回答しているとおりです。</p> <p>また、地域計画は、地域の話合いを通じて農用地の最適な利用の在り方を示すものであることから、その達成に向けて、集約化に取り組む予定の農用地が分断されるなどの支障が生じることがないようにする必要があります。</p> <p>このため、農振除外及び類似制度並びに農地転用等の許可について、地域計画への影響についても考慮した上で、その可否を判断いただくこととしています。</p> <p>具体的な運用については、十分に周知してまいりたいと考えております。</p>

	<p>(従来の農振や農地転用許可基準で転用可と判断されたものが、地域計画の意見聴取などの反対で不可となり、申請者より市町村等が訴えられた場合でも裁判で確実に勝てるよう制度設計いただきたい)</p> <p>また、現状において、市町村によっては、毎月、農用地域内や第1種農地での転用申請がある場合もある。こうした際に、都度の地域計画の見直しに係る意見聴取と縦覧の手続きが必要となると市町村の事務が煩雑になることが懸念されるため、通常の転用は軽微な変更に含めることも検討いただきたい。</p>	
4	<p>改正基盤強化法施行令第三条の五で規定されています「その他農林水産省令で定める場合」につきまして、基盤強化法施行規則（現行法）第十八条の二の規定が継続して新基盤強化法施行規則に規定されるよう要望します。</p> <p>(理由)</p> <p>旧円滑化団体（JA）が実施していました農地等売買事業を市町村の農用地利用集積計画により継続実施しています。本事業が実施できなくなると新規就農者対策に係る影響が大きいため、改正基盤強化法においても農地中間管理機構の農用地利用集積等促進計画にて継続実施できるよう法整備を要望します。</p>	<p>現行基盤強化法施行規則第18条第2号に規定している地方公共団体・農協等が農用地等を売買する事業については、今回の整備省令による改正後の基盤強化法施行規則第12条第3号に規定し、農地中間管理機構の農用地利用集積等促進計画によって事業を実施できることとします。</p>
	<p>農業者の減少の加速化が見込まれるなか、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律では、地域の将来の農業や農地利用の姿について、農業者、農業委員会、農地バンク、農協、土地改良区等との協議の場を設け、話し合いを実施し、地域の将来の農業のあり方、将来の農地の効率的かつ効果的な利用に関する目標を地域計画に定めることが法定化されています。</p> <p>こういった取り組みとして、平成30年から本市、県、幸田町、あいち三河農業協同組合、いちご部会等でプロジェクトチームを立ち上げ、農業者の確保、育成を図り、産地の活性化を目的とした「いちご産地活性化プロジェクト」に取り組んでいます。このプロジェクトでは、いちごを地域の特産物としての定着させることや、いちごの新規就</p>	

	<p>農者の育成から就農までを一貫して支援することを目的とし、本市内にいちご生産団地も完成させています。</p> <p>しかし、現状の問題として、地主の意向によっては農地の貸借期間の満了により農地の返還となる可能性があり、安定した農業経営を阻害する要因となっています。また、新規就農時の施設整備や農地の権利移動にかかる経費に対する資力も十分ではありません。</p> <p>この問題への対応として、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和 55 年省令第 34 号。以下「省令」という）第 18 条第 2 号の「地域の効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地等の利用の集積を図る目的をもって農用地等を買入れる事業を継続的に実施している者」としてあいち三河農業協同組合が農地を買入れ、新規就農者への売渡まで一時的に貸し付ける事業が必要であり、こういった地域の取り組みが継続できるよう、現行の省令第 18 条第 2 号の規定が改正後にも運用できる省令改正としていただきたい。</p>	
5	<p>省令案の概要通知の中に、「農業委員会ネットワーク機構は、農業委員会から地域計画の案の作成に関し協力を求められた場合は、農用地の保有及び利用の状況等に関する資料・・・」とありますが、農業委員会ネットワーク機構では、市町村ごとの農用地の保有及び利用の状況等に関する資料は無いことから提供することができません。</p> <p>については、農用地の保有及び利用の状況等に関する資料の記載を削除が必要です。</p> <p>1 農業経営基盤強化促進法施行規則の一部改正の（４）のオについて、農業委員会から協力を求められたネットワーク機構の対応として、「農用地の保有及び利用の現況等に関する資料及び情報の提供その他の協力を行うよう努める」とあるが、当該地域計画の地区や当該市町村の農用地の保有及び利用の現況に関する情報は、農業委員会が保有しているものであり、ネットワーク機構に提供を求める事項の例示としては不適當ではないか。</p> <p>「農用地の集積・集約化等に関する資料及び情報の提供」であれば理解されやすい。</p>	<p>御指摘いただいた規定については、市町村を超える広域の農用地の利用関係の調整の円滑化を図るため、他市町村における農用地の保有及び利用の現況、農業経営の指標等の資料及び情報の提供、農業委員会間の連絡等の協力を行っていただくものです。</p> <p>なお、今回の改正法による改正前の基盤強化法第 22 条の規定と同様のものを措置するものであり、農業委員会ネットワーク機構には、これまでと同様に、農業委員会に対し資料提供等の協力を行っていただきたく考えております。</p>

		<p>(参考) 改正前の基盤強化法 第二十二条 農業委員会等に関する法律第四十四条第一項に規定する機構は、利用権設定等促進事業の推進に資するため広域の見地から農用地の利用関係の調整を行う必要があると認められる場合には、関係農業委員会に対し、<u>他の市町村における農用地の保有及び利用の現況、効率的かつ安定的な農業経営の指標等に関する資料及び情報の提供その他の協力を行うように努めるものとする。</u></p>
6	<p>「省令の概要」の2の(4)のアについて 今回の改正で、本県の農業委員会から多くの意見が出ているのが、農業を担う者が農業をすることとして農地を取得した数年後、農地転用することに対する懸念があります。今回、地域計画を策定した地域では、その地域計画の実現のために支障がないように、農業の担い手以外の農業を担う者に対して、10年間農業経営を営むことが見込まれるという条件が反映するような条文にしてほしい。</p> <p>農業の担う者の定義を定めてほしい。また、その定義の中に地域計画の中でとして10年間農業経営を営むことが見込まれるという項目が反映するようにしてほしい。</p>	<p>地域計画に記載する農業を担う者については、今回の整備省令による改正後の基盤強化法施行規則第17条において、10年間農業経営を営むこと又は委託を受けて農作業を行うことが見込まれる者を規定します。</p>
7	<p>「省令の概要」の2の(4)について 農業に担う者に関する書類が省略するとあるが、新規参入や一般企業がリース方式で参入する場合、その経営体の適格性を農業委員会が判断することとなるので、必要となる書類まで省略することがないように条文で記載してほしい。</p>	<p>これは、農地中間管理機構が都道府県知事に認可を申請する際の添付書類の簡素化について定めるものであり、 ① 農業委員会が目標地図の素案を作成するに当たって、地図に位置づける農業を担う者について、新機構法第18条第5項第2号及び第3号に規定する要件を備えることを当然確認することを</p>

		<p>前提に、</p> <p>② 機構が農用地利用集積等促進計画を策定するに当たって、農業委員会の意見を聴くこと等としており（同条第3項及び第11項並びに新機構法第19条第3項）、農業委員会によって、利用権の設定を受ける者が当該要件を備えているかについて確認が行われた場合に都道府県知事が改めて当該要件を備えているかを実質的に審査する必要性に乏しいため、都道府県知事による審査のための書類を省略するものです。</p>
8	<p>改正農地バンク法では、農用地利用集積等促進計画が農地バンクの申請に基づいて県知事が許可するとされています（利用権設定においては、申請主義ではなく飽くまで市町村の裁量による行政処分とされています。問答集121後段参照。）。</p> <p>そうすると、改正農地バンク法の運用上、農地の登記情報や所有者の住基情報を申請者たる農地バンクが用意しなければならなくなりますが、農地バンクは人格上、これら情報を公用申請できず手数料負担が発生するうえ（登記手数料例18条、各市町村の手数料条例参照）、各市町村が取得確認して来たこれら事務負担が集中する事になるので農地バンクの事務負担がパンクしかねません。</p> <p>このため、市町村は、登記情報や住基情報その他農用地利用集積等促進計画の作成に必要な情報の取得に協力するものとする等の規定を設けて欲しい。</p>	<p>農用地利用集積等促進計画の作成に当たって必要な書類については、当事者（農地の出し手と受け手）に対して提出を求めることが基本と考えています。</p>